

2022年6月27日

各位

独立行政法人国立病院機構
近畿中央呼吸器センター院長

講演やコンサルティング等のご依頼について

当院職員へ講演等をご依頼される場合は、下記事項にご注意ください。

なお、下記その他、(独)国立病院機構倫理規程等において遵守すべき事項がありますので、ご不明の点は当院管理課庶務係へご照会下さい。

記

1. ご依頼の内容が国立病院機構の目的に合致している必要があります。
 - 1) 医療の提供
 - 2) 医療に関する調査・研究
 - 3) 医療従事者の教育・研修等

2. 職員の本務との調整について
職員の本務に支障をきたすような講演等の活動は認められません。勤務時間内に移動しなければ出席出来ないような講演等を依頼される場合は、事前に職員と十分に調整を行って下さい。

3. 報酬の上限について
 - 1) 職員が行う講演、討論、講習、研修における指導若しくは知識の教授、放送番組への出演に対する報酬の上限額は、1時間当たり4万円程度までとする。ただし、1回あたりの上限は次の通りとする。
 - ① 医師は医長・室長以上、その他理事長任命職員[※]に限り1回10万円程度までとする。※理事長任命職員：薬剤部長、看護部長、事務部長等
 - ② ①以外の職員は1回7万円程度までとする。
 - 2) 職員が行う著述に対する報酬の上限額は、400字当たり8千円までとする。
 - 3) 職員が行う監修、編さんに対する報酬は、著述に対する報酬の上限額を踏まえ、提供した役務の内容に応じた適切なものであることとする。

4. 旅費について

職員が交通費として受領出来る金額は、(独)国立病院機構旅費規程※における旅費相当額です。※5. よくある質問をご確認下さい。

5. よくある質問について

- 1) Q. 講演等の申請について具体的に気をつけることはありますか？
A. 講演タイトル、プログラム等講演依頼文書等に商品名が記載されている場合は宣伝活動と判断する場合がありますので、商品名が表示される理由が分かるよう依頼内容を加筆、又は別途説明文書を求める場合があります。
- 2) Q. 社内研修の講師を依頼することは可能ですか？
A. 職員が営利企業の社員だけのために講演等を有償で行うことは出来ません。
- 3) Q. 講演中及び前後に飲食物を提供することは可能ですか？
A. 簡素な飲食物の提供(3,000円程度迄)は可能ですが、一般の方がそれを知ったときに批判されることのないよう常識の範囲内をお願いします。
- 4) Q. 実費相当分の旅費であればタクシーチケットや新幹線グリーン席乗車料は支払い可能ですか？
A. 職員が交通費として受領出来る金額は、(独)国立病院機構旅費規程における旅費相当額となり、公共交通機関が優先されます。ただし、公共交通機関の便数が著しく少ない場合や周辺の交通事情等によってタクシーを利用せざるを得ない場合は許されています。
また、新幹線は片道100km以上の場合に限定され、グリーン席は院長のみが許可されます。
- 5) Q. 実費相当分の旅費であれば宿泊料に上限はありませんか？
A. 職員が宿泊料として受領出来る金額は、原則として(独)国立病院機構旅費規程における旅費相当額です。上限額は院長が14,000円、その他職員が10,000円です。ただし、講演会場、又はその近隣に宿泊することが合理的であり、すべての演者に対して主催者が同様に宿泊料を負担する場合は、その部屋が一般的なグレードのものに限り、前述の額を超えても問題ないと判断します。